

産業廃棄物処分業許可証

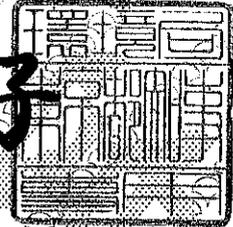
住所 東京都足立区西伊興一丁目2番8号

氏名 株式会社東武クリエイティブ
代表取締役 垣入 淳樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 8年 2月 28日

許可の有効年月日 令和13年 2月 27日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

処分 (中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

ア 破砕

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上7種類)

イ 圧縮

: 金属くず

(以上1種類)

ウ 圧縮・梱包

廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず (廃一斗缶に限る。)

(以上4種類)

エ 圧縮固化

: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

(以上4種類)

2 事業の用に供する施設 (詳細は裏面のとおりに)

施設所在地: 東京都足立区入谷九丁目2番7号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として9時から18時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 23年 2月 28日 新規許可

令和 8年 2月 28日 更新許可 第 3 回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都足立区入谷九丁目2番7号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	4.40 (t/日)	4.38 (t/日)	平成22年12月15日	—	—
	紙くず	4.28 (t/日)				
	木くず	4.44 (t/日)				
	繊維くず	3.47 (t/日)				
	ゴムくず	4.31 (t/日)				
	金属くず	4.91 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4.59 (t/日)				
破 碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (空きびんに限る。)	1.44 (t/日)		平成22年12月15日		
圧 縮	金属くず	5.28 (t/日)		平成22年12月15日		
圧縮・梱包	廃プラスチック類	0.38 (t/日)	—	平成22年12月15日	—	—
	紙くず	0.74 (t/日)				
	繊維くず	0.82 (t/日)				
	金属くず (廃缶詰に限る。)	0.41 (t/日)				
圧縮固化	廃プラスチック類	—	4.71 (t/日)	平成22年12月15日	—	—
	紙くず	—				
	木くず	—				
	繊維くず	—				

(以下余白)